

令和2年第1回臨時会質疑（令和2年4月24日）

△議案第1号 令和2年度千歳市一般会計補正予算について（第2回）

◆12番北山議員 私から、今回の補正予算に関して、若干、疑問点がござい  
ますので、質疑をさせていただきます。

まず、あらかじめ申し上げておきますが、今回の補正予算に計上された各項目  
の内容につきましては、特に異論はございません。そのことを先に申し上げてお  
きます。

私が、3月の予算特別委員会で、新型コロナウイルス感染症対策についてお尋  
ねをした際に、横田副市長から、日々変化する状況に迅速かつ的確に対応すると  
の御答弁をいただきましたので、その際は、特に細かい点には触れずに、市の方  
策を見守ることといたしました。

今般、国の施策とは別に、財政調整基金を取り崩して、緊急雇用創出推進事業  
とか中小企業対策支援事業、また、今、話題に上がっておりました市内事業者  
に対する緊急給付金など、手厚い支援策を予算化されたことにつきましては、私も  
大変評価をしております。

ただ、1点、惜しむらくは、新型コロナウイルス感染予防策や、生活困窮者に

対する、直接的で、かつ即効性のある市独自の支援策がちょっと見当たらなかったのが、まさに画竜点睛を欠くという感じで、残念に思ったところであります。

千歳市内における新型コロナウイルスの感染者数が、昨日、4月23日現在で54例、全道の感染者数540例のちょうど10%に達しておりまして、札幌に次ぐ数というふうにとめております。

札幌市が、昨日現在で281名、道内の52%を占める感染者数ですけれども、人口比で見ますと、千歳市は、札幌市の約4倍の感染率になっております。もちろん、これは表に出ている数字ですから、実態は少し違うかもしれません。

いずれにいたしましても、私が先月の予算特別委員会でこの問題を取り上げた際の感染者数が、まだ2例だったことを踏まえまして、わずか1カ月余りで、驚くべき数までふえているということであり、また、救急病院あるいはグループホーム、スーパーマーケットなど、市民生活の根幹にかかわる施設において感染者が発生しているということも、非常に懸念をされるところであります。

新型コロナウイルス感染症の影響に対する雇用対策、経済対策はもちろん重要でございますけれども、当市の現状におきましては、まず、これ以上、市内での感染を広げないための予防措置を、やはり最優先に講じるべきじゃないのかなというふうに考えております。

そこで、まず、お聞きしたいことの1点目ですが、今回の財政調整基金を原資

とした市独自の対策については、どういう手順で項目を絞り込んで予算化したのでしょうか。

それから、先ほど、磯部次長の説明の中で、予備費において消毒液等の購入について云々という言及がございましたけれども、感染予防に関する対策予算の計上はどのような議論になっていたのか、その点をお伺いしたいというふうに思います。

◎磯部総務部次長 お答えいたします。

今回の補正予算の策定過程でございますが、4月20日、国が閣議決定いたしました補正予算の内容につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の5項目によるものであり、大きく見ますと、雇用と事業、生活を守り抜く段階の緊急支援フェーズ、それと、新型コロナウイルス感染症の拡大が終息し、国民の不安が払拭された後に実行されますV字回復フェーズという、2つの段階で構成されているものと認識しております。

このことから、今回の補正予算につきましては、緊急支援フェーズの、雇用と事業、生活を守り抜く段階に位置づけられると考えておりまして、現状においては、国の補正予算の詳細が明らかとなっていない部分もありますが、市といたしましては、市民生活や企業を守り、事業継続にいち早く対応することが重要である、このように考えておりまして、これらの事業を中心といたしまして補正予算

を編成したところであります。

その中では、市民全員を対象に1人10万円を給付する特別定額給付金給付事業費として99億2,593万9,000円、子育て世帯への臨時特別給付金支給事業費として1億8,468万円、合計101億1,061万9,000円を計上し、そのうち、給付金として99億4,500万円が給付されるところであります。

このほかに、市内事業者に関しましても、新型コロナウイルス感染症の拡大や外出自粛、イベント開催の自粛、施設の使用停止などによりまして、経営活動に一層影響を受ける可能性があるものと判断し、市の独自施策として、市内事業者向けの事業継続への支援事業を実施することとしたところであります。

このことから、市民生活に関しては、一定程度の金銭給付が行われることとなりますことから、まずは、これらの支給について、早急に給付するため、補正予算の編成及び職員体制の整備を行うこととしたところであります。

以上でございます。

◆12番北山議員 今の御答弁で、予算化の流れについては大体理解をいたしましたけれども、2番目にお聞きした、感染予防に関する対策予算の計上については、特に議論はなかったという解釈でよろしいですか。

◎磯部総務部次長 先ほども申し上げたところでございますが、今は経済の部

分が第1ということでやっておりまして、御質問の点については、補正予算ということでは取り組んでございません。

以上です。

○佐々木議長 北山議員、質疑は3回で終わりです。

◆12番北山議員 わかりました。

それでは、もう一点お伺いしたいのは、先日、市内の飲食店が、休校中、子育て世帯に対して無償でお弁当を提供して、大変喜ばれているという新聞記事を目にいたしました。

休校中は給食がないことから、小中学生のお子さんを持つ御家庭では昼食を用意しなければならず、経費的にも労力的にも保護者の負担になっているとの話が聞こえております。

これは他市の事例になりますけれども、準要保護世帯に対して給食費相当額の給付金を支給することを決定した自治体がございます。

本来、準要保護世帯については、給食費が支給されるため、家庭の経済的負担がなく、子供が昼食をとることができるのですけれども、休校中につきましては、その恩恵を受けることができません。

生活保護世帯につきましては、原則、給食費が保護費の中に含まれて支給されているかと思いますが、休校になっている間は、給食費が徴収されずに手元に残

るものの、今申し上げた準要保護世帯については、もともと、給食費の支給自体が保護者の手を経由しない仕組みとなっているために、同じように給食費が事実上無償化されている世帯の間においても、このような差が生じていることとなります。

現在、こども食堂がほとんど稼働していない中で、両親が共働きとか、ひとり親の場合には、子供だけで、十分な栄養をとれずに過ごしている場合もあるのではないかなど心配するところでございます。

現在、支給凍結となっている準要保護世帯に対する給食費は、そもそも、当初予算に計上されているため、新たな予算措置をせずとも、給付金に充当できるというふうに考えます。

その点につきまして、質疑というより、半分お願いになってしまいますが、実質的に不公平が生じている準要保護世帯に対する給食費相当額の給付を、ぜひ、本市においても早急に実施していただきたいと切望するところです。これに対する御所見をお伺いしたいというふうに思います。

◎千田教育部長 お答えいたします。

まず、就学援助費についてでありますけれども、これは、経済的理由により就学が困難な児童生徒の家庭に対して援助を行っているものであります。

それで、就学援助費における学校給食費についてでありますけれども、これは、

市から、直接、学校給食センターの口座に振り込むこととしております。

臨時休校期間中の給食につきましては、提供しておりませんので、今、給食費は発生しておりません。そのため、給食費に相当する額の支給は行ってないところでもあります。

一方、今後の感染の状況によりましては、新たな感染予防対策や、休校に伴います児童生徒の学習への対応など、さまざまな措置が必要になることが想定されておりますので、今後、必要に応じて対応を検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

◆12番北山議員 ぜひ、この点につきましては、実施に向けて検討していただきたいと思います。

以上で終わります。

○佐々木議長 これで、北山議員の質疑を終わります。